



# 島 根 県 報

平成21年 4 月 24 日 (金)

号外 第 100 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中 小 企 業 課) 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第343号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表緊急融資の部資金繰り円滑化支援緊急資金の項中「1年」を「2年」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成21年 4 月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成21年 4 月27日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。